

01

自分自身の信用情報を正しいものに

信用情報

～個人情報に間違いがあった場合はどうする?～

今回は株式会社日本信用情報機構(以下、JICC)が保有する自分自身の信用情報を調べるための、具体的な手続き方法について解説した。それでは実際に自分の信用情報を確認してみて、もしもその登録内容に間違いがある場合にはどう対処すればよいのか、今回はその方法について具体的に説明してみたい。ところで、「登録内容に間違いがある場合」がどのような状態を指すのかであるが、これは例えば以前A社で利用があり、既に全額返済が終了しているにもかかわらず引き続き残高が登録されたままになっている、あるいはB社に対して毎月遅れなく入金しているにもかかわらず登録情報が更新されていない、などが考えられる。なお、自己破産をした方で免責が確定している場合には信用情報の残高は完済に登録更新されることになっているが、免責の決定は裁判所から債権者に対して必ずしも通知されるわけではなく、通知がないと登録更新も行われえない可能性もあるの

で特に注意が必要である。信用情報の訂正受付は直接JICCの窓口へ行くか、調査依頼書を郵送するかのいずれかの方法で行うことができる(手数料は無料)。なお、調査依頼は開示された信用情報の内容に基づいたものに対してしか行えないため、「恐らくこのような情報があるので訂正して欲しい」といった推測に基づいた調査依頼を出すことはできない。また調査依頼を出したい場合、開示手続き後の2カ月以内に行う必要がある。JICCが調査結果の依頼を受領後、約2週間で電話、または書面にて回答され、調査依頼の内容に間違いがなければ正しい情報に登録内容が訂正されることになる。多くのモノやサービスがインターネット上で取引される現代社会において、クレジットカードでの支払いはもはや欠かすことのできない決済手段の一つになっている。しかしクレジットという言葉が「信用」を意味するように、自分自身を信用してもらえない限りカードを持つこともできない。

その「信用力」を正しく業者に判断してもらえよう、信用情報を定期的に確認する習慣を身に付けておくべきだろう。

日本ファイナンス有限会社
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)
TEL083-234-3544

<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

